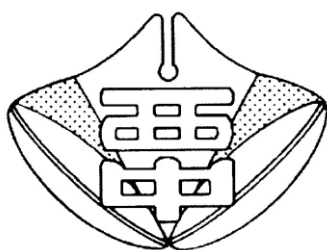


柳井西中学校いじめ防止基本方針



令和 3 年 4 月

柳井市立柳井西中学校

〈 目 次 〉

1 「柳井西中いじめ防止基本方針」の策定について	P 2
2 いじめ問題に対する基本的な考え方	P 2. 3
(1) いじめの定義	
(2) いじめの態様	
(3) 基本的な認識	
(4) 基本的な姿勢	
3 校内体制	P 4. 5
(1) いじめ対策委員会	
(2) いじめ問題対策協議会	
4 いじめ防止のための具体的な取組	P 5～9
(1) 未然防止の取組	
(2) 早期発見の取組	
(3) 解決に向けた取組	
(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応	
5 重大事態への対処	P 10. 11
(1) 重大事態の判断	
(2) 重大事態への対応	
(3) 具体的な対応	

1 「柳井西中いじめ防止基本方針」の策定について

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）が施行され、国の「いじめ防止基本方針」（平成 25 年 10 月）が策定されたのに伴い、「山口県いじめ防止基本方針」（平成 26 年 2 月）を基に策定したものである。また、策定に当たっては、「柳井市いじめ防止基本方針」（平成 26 年 3 月）を参酌し、本校の実情に合わせて基本となる事項を定めている。

なお、本方針については、本校に設置する「いじめ対策委員会」の中で、随時、見直しを行っていくものとする。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係 1) にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響 2) を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 基本的な認識

- ① いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。
 - ・ 「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
 - ・ いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

- ② いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。
 - ・ 大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
 - ・ 大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ③ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。
 - ・ いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめられる側」にも「いじめられる側」にもなり得る。
- ④ いじめは、「発見が難しい問題」である。
 - ・ いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
 - ・ 被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
- ⑤ いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。
 - ・ 子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(4) 基本的な姿勢

<学校として>

- ・ 教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・ 生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・ 保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

<保護者として>

- ・ どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・ 学校や地域の子どものかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・ いじめの発見やいじめの兆候があると思われる時は、速やかに学校等に通報または相談する。

<子どもとして>

- ・ 社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・ 周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

〈必要に応じて〉

- ・柳井市家庭相談員
- ・岩国児童相談所担当職員
- ・専門的な知識を有する者
- ・関係の学校担当者

③ 会の開催

- ・定例会（年1回開催 山口県『いじめ防止・根絶強調月間』に合わせ、10月に開催）
- ・臨時会（重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定）

④ 会の成立及び議案について

- ・協議会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ、提案する
- ・協議会は、構成員の2/3の参加又は委任状をもって成立とする。
また、議案の成立も同様とする。

⑤ 会における決議・指導について

- ・協議会において決議された議案は、直ちに柳井市教育委員会及び関係の教員に通知し、協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする。
- ・協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、協議会の構成員が直接指導に当たるものとする。
- ・協議会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに経過評価を行うものとする。

4 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止の取組

① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、ボランティア活動等の取組を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や全校合唱、俳句学習、学校行事等における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。
- ・柳井西中学校区の小・中学校で、9年間を見通した生活と学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。～小中連携の推進～

② いじめを許さない学校、学級づくり

- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境と風土をつくる。～いじめの四層構造を踏まえた指導～
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③ 生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動、学校行事等を通して、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

④ 日常的な実態把握とかかわり

- ・授業や休み時間、給食、清掃活動など全教育活動を通して、生徒に寄り添い、常にかかわりをもつことで信頼関係を築く。

⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・ 学校だよりや学級通信、学校運営協議会や保護者会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

(2) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

- ① 日常的な行動のきめ細かな観察
- ② 生活ノート（デイリーライフ）等からの情報収集
- ③ 生活アンケートの実施（毎週水曜日）
 - ・ 生徒対象の週1回のアンケート調査を行う。
 - ・ 実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
- ④ 相談箱の設置
- ⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）
- ⑥ 悩みごと等の相談機関の周知

(3) 解決に向けた取組

いじめ事案が発生した際には、「いじめ対策委員会」を中心に対応方針、役割分担、留意事項の共通理解を図り、以下のことに対して組織的に対応にあたる。

- ・ 事実確認と情報の集約と整理、記録
- ・ 聞き取り調査、生徒・保護者へのアンケート
- ・ 生徒（被害・加害・周囲）への指導とケア
- ・ 保護者（被害・加害・周囲）への対応と連携
- ・ SCやSSW、柳井市家庭相談員、市教委との連携
- ・ 地域・関係機関との連携
- ・ 臨時保護者会

① 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・ 管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・ 管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係生徒への聞き取り

- ・ 関係する個々の生徒から、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

- * 信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- * 報復を恐れて真実を語れないということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害生徒

- * いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- * いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- * 聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

- * 情報提供者がわからないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ対策委員会の招集

- ・ 校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害生徒とその保護者への対応
 - b 加害生徒とその保護者への対応
 - c 他の生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

○ 被害生徒とその保護者への対応

被害生徒〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- * 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- * 今後の対応について、本人と相談して決定する。
- * 「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- * 本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害生徒の保護者〈家庭訪問による対応〉

- * 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- * 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- * 学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

○ 加害生徒とその保護者への対応

加害生徒〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- * 叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- * 今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。

- * 生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- * 被害生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者〈家庭訪問または来校による対応〉

- * 管理職を含めた複数の教員で対応する。
 - * 加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
 - * 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（加害生徒への非難は避ける）
 - * 学校の指導や支援について説明する。
 - * 被害生徒への謝罪等を相談する。
- 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- * 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- * 「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- * 被害生徒に対する配慮について指導する。
- * 加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- * 重大事態の場合、加害・被害生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
 - * 加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。
- 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- * 学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
 - * 生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。
- 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
- * 別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
 - * 出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- 表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- 当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

- イ 対応上の課題分析と指導体制の強化
 - ・ 発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。
- ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善
 - ・ いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- エ 進級、進学に伴う引き継ぎ
 - ・ 進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。
- オ 学校運営協議会への報告と支援要請
 - ・ 学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。
- カ 関係機関等と連携した対応
 - ・ 必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- ① 未然防止
 - ア 情報モラル教育の充実
 - ・ ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
 - イ 家庭、地域への啓発活動
 - ・ 保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。
- ② 初期対応
 - ・ インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。
- ③ 被害拡大の防止
 - ・ 掲示板管理者への削除依頼を行う。
 - ・ 関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。
- ④ 関係機関との連携
 - ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
 - ・ なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

5 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

（1）重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を「いじめ対策委員会」で整理した上で、「いじめ問題対策協議会」において判断する。判断に当たっては、教育委員会とも緊密に連携し、指導助言等を得る。

（2）重大事態への対応

- ① 事案が重大事態であると判断した場合、今後の調査の主体が教育委員会、学校のいずれになるかの指示を仰ぐ。
- ② 調査主体が学校となった場合は、随時、教育委員会からの指導を受けながら、いじめの全容解明に向けて、「いじめ問題対策協議会」を中心に、SSW、その他の関係機関とも連携し、迅速・的確かつ組織的に対応する。
- ③ 調査主体が教育委員会となった場合も、関係機関と連携を図り、指導指示を仰ぎながら、「いじめ問題対策協議会」を中心に組織的に対応する。

（3）具体的な対応

重大事態が発生した際には、前述の「4 いじめ防止のための具体的な取組（3）解決に向けた取組」に加えて、「いじめ問題対策協議会」のもとで、以下のことも念頭に置いて対応していく。

- ・緊急避難
- ・警察への通報
- ・出席停止の市教委への提案
- ・調査結果の取扱・報道対応
- ・相談や苦情等への対応

○ 問題行動等発生時の対応・連携図

